

高鷲町内の神社（4）

秋葉神社

（上村富夫氏父の故上村次市氏の文章を富夫氏から寄贈いただいたのでここに会報として記す）

現在の秋葉神社は昭和5年度区長桜本左衛門の時、当時の大鷲白山神社の本殿が改築されたので、古い社殿が宝物殿となり、元の宝物殿が不用になりましたのでその宝物殿を払い下げを受け、穴洞と中切が統合して中洞区としてお祀りすることとなり、まだ田の耕起にかからぬ前の4月に社殿を天王より運搬にかかる。国道を穴洞瓢ヶ野まで運び、それより田の中に道板を利用して大平水路の土手まで引き揚げ、それより水路伝いに現在の屋敷へ運び納め、そうして祭神はあらためて、秋葉神社の本山へ区長さんがお参りをして受けてきてお祀りをした。それ以来毎年9月19日に例祭を行うこととして、それ以来現在に至っている。

また、何分社殿が古いのを建てたので、社殿は蛭ヶ野の山畑宗雄さんが寄付されたので私も岐阜まで皆と一緒に社殿を貰いに行った覚えがある。また、社殿のサヤは下牧穂積さんの寄付、鳥居の材料は仲谷興男さんの寄付、社殿の台座は野村重造さんと上村次市の二人で石積みをした。昭和32年度に野村壱郎さんの隣地を提供して貰って拡張された。



中洞秋葉神社例祭(平成9年9月19日撮影)

高鷲町内の用水路

空山水路

（上村富夫氏父の故上村次市氏の文章を富夫氏から寄贈いただいたのでここに会報として記す）

下牧与左衛門区長の時、この話のはじまり昭和26年三島津一区長に於いて新設を決定、目的地の寺平、つつじが野、西ヶ野方面に通ずる様、取り入れ口を定め測量も完了用地の承諾も終わった。なお工事の負担金については受益関係を考慮し、等級を付けて負担することになった。

昭和27年山畑宗二区長よりいよいよ施工の準備を進め、秋の取り入れ後に第一期工事着手、取り入れ口より檜毛突端までを施工、コンクリート材料は猪の川の現地で賄い、砂は川下より求めて運んだ。何分当時はみんながトーブるやとうが自分自分の物で山の中腹を掘り割り、水路の形を作り形板を使ってコンクリートをするので大変であった。一期工事は檜毛まで、昭和28年、野村広造区長において第二期工事。春早々よりかかる何分大量のコンクリート材料を要するので最初は落居より雪を掘って砂利揚げをした。総てが背負い揚げのためなかなか手間取るので、砂は刈安地区からトラック運搬をし、砂利も下流で採集

したものを購入することになった。水路まで各戸に割り当てをして運び漸く用を達した。何分にも国道沿いに降ろし、水路まで背負いであつたので区民総動員でしたので、特に婦女子、小学校の生徒の協力のお陰であつた。その当時は今のように道路はなく細い道であつたので、今から思うとよくやったと思う。

なお、空山水路は取水口を猪洞谷川、落水口は鮎立の古屋となっている。



開拓記念館近くを流れる空山水路(暗渠となっている)

正ヶ洞水路 (正ヶ洞村庄屋伊兵衛の功績)

正ヶ洞水路の開削には伊兵衛の功績は大きい。

正ヶ洞村伊兵衛は、立百姓ではなく、逆に寝百姓の代表的存在ともいえる人物であるが、宝暦騒動の中で独自に中立を通した。

正ヶ洞村の石高は、元禄郷帳で 93 石余であつた。水源は裏山から流れる大谷川という細い流れに頼っていたから、生産はその年の雨量によるという不安定な農業であつた。そのため、水路を開削し、長良川上流から水を引くことは、村人長年の夢であつた。この難工事完遂の主唱者が伊兵衛であつた。井水を開削するための資金を用意し、工事を設計し、実測し、人々を動員したのは伊兵衛であつた。水路は中切村から引くのだったが、強硬な反対があつたので、金森藩が間に入って調停した。完成後の正ヶ洞村は大きく変貌し、驚見八ヶ村の中でも、最も水利に恵まれて一体が美田化し、井水を境に、上が三町歩、下が六町歩といわれた。正ヶ洞井水は金森藩の調停で完成し、当時としては善政が行われ、正ヶ洞村の村人は手を合わせて感謝した。

宝暦 6 年 10 月 24 日、伊兵衛ら 30 人組が評定所に呼び出され、駕籠訴人 5 人と対決する形で、33 ケ条の吟味が行われたとき、粟のことで郡上藩（金森藩）をかばって奉行から叱られたのも、騒動の初期、伊兵衛が庄屋家と郡奉行山下藤右衛門の間に入って、妥協点を見いだして、話をまとめようとしたのも、上保筋五本の指に入る寝百姓の大物、そのうちの伊兵衛・嘉助・久右衛門この 3 人を別としての悪者と悪く言われた者、すべては金森藩へ義理を通したからであつたといえる。こうして伊兵衛は、庄屋の立場で金森藩に義理を通しながら、同時に正ヶ洞の村人は立百姓、寝百姓の双方に一線を画し、独自の中立の立場を通した。

伊兵衛は、宝暦 7 年 6 月以前には庄屋職を譲り、宝暦 8 年の評定所からの呼び出しで 30 人組村役人が郡上を出立したが、伊兵衛は病気のため、代わりに百姓代の嘉助が出頭した。判決は、過料銭三貫文であつた。

高鷲文化財保護協会会員募集

申し込みは高鷲開拓記念館内事務局上村強 (0 5 7 5 7 - 7 2 - 6 3 2 1)